

MIRAINO CARD PLATINUM
MIRAINO DEBIT PLATINUM

モバイル端末の保険
サービスガイド

- 通信端末修理費用保険 -

必ずご一読の上、保管くださいますよう、お願い申し上げます。

本冊子は「ミライノ カード PLATINUM(JCB)」および「ミライノ デビット PLATINUM(Mastercard)」に付帯される保険の概要を記載したものです。

実際の保険金支払いの可否等は、さくら損害保険株式会社の普通約款及び特約等に基づきます。

なお、保険サービスの内容は予告なく変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。



< 引受保険会社 > さくら損害保険株式会社



特典

修理費用に対する充実の

補償金額

通信端末修理費用保険の 幅広い対象端末と手厚い補償

対象端末の損害状況に応じて、1回の保険金請求につき、下記「保険金額」の最大金額を上限として、年1回お支払いいたします。

対象となる通信端末機器



以下いずれかに該当する通信端末機器が対象となります。

- メーカー発売日から5年以内の通信端末機器
- メーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、初年度保険開始日を起算日として1年以内に購入されたことの証明がとれる通信端末機器

保険金額

	修理可能※1	修理不能※2
スマートフォン	最大 50,000円 (消費税込) ※3	最大 12,500円 (消費税込) ※4
タブレット端末		
デスクトップパソコン		
ノートパソコン		
スマートウォッチ		
モバイルゲーム機		
モバイル音楽プレイヤー		

注意事項

- 紛失・バッテリー交換等は対象外です。※5
- 実費の証明となる領収書には、必ず日付と発行店名が必要です。
- 保険開始日からメーカー発売が5年以上経過している端末は購入証明書が必要です。※6
- 無線通信が可能な通信端末機器であり、国内で発売されたメーカー純正品が対象です。※7
- ただし保険開始日時時点で既に壊れている端末は補償対象外です。※8
- 保険金の請求は保険開始日から可能です。
- 保険金の請求は年1回までです。※9

■通信端末修理費用保険【引受保険会社：さくら損害保険株式会社】

※1 修理可能とは対象となる通信端末機器をメーカーや修理店にて修理した状況を指します。※2 修理不能とは、メーカー・修理店により修理不能と判定された場合を指します。※3 修理可能な場合は、対象端末の修理にかかった実費（消費税込）のうち、保険金額を上限としてお支払します。※4 修理不能な場合は、購入価格の25%（消費税込）を保険金額を上限としてお支払いします。（購入時の価格が記載されている書類のご提出が必要です。）

※5 対象端末の付属品・消耗品（ACアダプター、ケーブル、マウス、キーボード、バッテリー、外部記録媒体等）は保険の対象外となります。

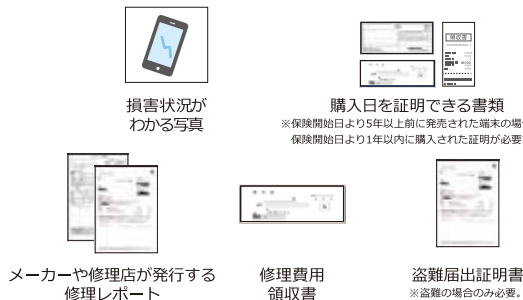
保険金の請求方法

保険金の請求手続きに必要な書類は以下のものになります。内容をご確認のうえ、ご準備いただきご請求ください。

請求に必要な書類

請求手続きに必要な主な書類は以下のとおりです。

詳細については本冊子5ページ「12 保険金請求にあたり必要な書類」をご確認ください。



キャッシュレス修理

店頭での支払ナシのキャッシュレス修理もオススメです！

STEP 1

提携修理店確認

キャッシュレス修理の場合、提携修理店へお越しいただく必要があります。
記載QRコードよりお近くの店舗をご確認ください。

キャッシュレス修理対応 提携店舗一覧
<https://www.sakura-ins-form.jp/pdf/drs.pdf>

CHECK

STEP 2

キャッシュレス修理希望のお電話

弊社指定窓口へお電話いただき、
キャッシュレス修理希望をお伝えいただけます。

キャッシュレス修理希望時のお問い合わせ
さくら損害保険株式会社 保険金請求窓口
 0120-982-267
受付時間 09:00～19:00（年末年始除く）

CALL

STEP 3

店頭にて修理対応

お電話にて受け付け提携修理店にて、
お客様の故障端末を修理いたします。

REPAIR

※6 メーカー発売日から5年以上経過している端末でも端末の購入日が保険開始日より1年以内であれば購入日証明書をもって保険金請求可能です。※7 対象となる通信端末機器は日本国内で販売されたメーカー（日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。）純正品および移動体通信事業者（仮想移動体通信事業者を含みます。）によって販売された純正品となります。※8 保険金の請求可能日は、保険開始日からとなります。また保険開始日より前に起きた事故は対象外となります。※9 保険金の請求は年1回（起算日は保険開始日とします。）まで可能です。※通信端末修理費用保険は、「ミライノカード PLATINUM(JCB)」または「ミライノ デビット PLATINUM(Mastercard)」の特典になります。

1 本保険の対象者（被保険者）

住信 SBI ネット銀行株式会社が発行した「ミライノ カード PLATINUM(JCB)」および「ミライノ デビット PLATINUM(Mastercard)」の本会員（以下、本会員といいます。）を含む、以下記載範囲を対象とします。

【個人名義のご契約の場合】

- ①カード本会員
- ②カード本会員の配偶者
- ③カード本会員またはカード本会員の配偶者と生計を共にする同居の親族

【法人名義のご契約の場合】

- カード本会員（法人名義）のみ

2 補償対象となる通信端末機器と保険金額

対象端末	修理可能な場合	修理不能な場合
スマートフォン	最大 50,000 円 (消費税込)	最大 12,500 円 (消費税込)
タブレット端末		
デスクトップパソコン		
ノートパソコン		
スマートウォッチ		
モバイルゲーム機		
モバイル音楽プレーヤー		

※カード本会員が法人名義の場合、役職員の個人所有である通信端末機器は本保険の対象にはなりません

3 対象通信端末機器の条件

※下記①～⑥すべてに該当する必要があります。

- ①被保険者が所有する通信端末機器
- ②無線通信接続が可能な通信端末機器
- ③本会員の入会日または初年度保険開始日のいずれか遅い日を起算日として、メーカー発売日から5年以内の製品であるか、またはメーカー発売日から5年を経過した製品であっても、本会員の入会日または初年度保険開始日のいずれか遅い日を起算日として、1年以内に購入したことの証明がとれる通信端末機器
- ④本会員の入会日または初年度保険開始日のいずれか遅い日の時点で、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している通信端末機器
- ⑤日本国内で発売されたメーカーの純正品である通信端末機器
- ⑥日本国内で修理可能であり、かつ、日本国で購入可能な通信端末機器

4 対象通信端末機器に該当しないもの

- ①対象通信端末機器の付属品・消耗品（ACアダプター、ケーブル、マウス、キーボード、バッテリー、外部記録媒体等）
- ②対象通信端末機器内のソフトウェア
- ③レンタル・リースなど賃借の目的となっている通信端末機器
- ④過去に当該対象となる通信端末機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、不適正な修理・加工・改造・過度な装飾がされたもの
- ⑤第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である通信端末機器

5 保険金をお支払いする場合

偶然な事故により、ご契約の保険の対象に次の損害が生じた場合に、損害の状況（①もしくは②）に応じて保険金をお支払いします。

『破損』『損壊』『水濡れ』『水没』『故障』『国内での盗難』

- ①ご契約の保険の対象が修理または有償交換できた場合・・・修理可能な場合の保険金額（50,000 円）を上限として、修理費用の実額をお支払いします。
- ②ご契約の保険の対象が修理不能な場合・・・修理不能な場合の保険金額（12,500 円）を上限として、ご契約の保険対象の購入価格の25%をお支払いします。

6 支払限度額

- ① 修理可能な場合・・・50,000 円を上限として、修理費用の実額をお支払いします。
- ② 修理不能な場合・・・12,500 円を上限として、購入時の購入価格の25%をお支払いします。ただし、購入証明書（購入時の価格が記載されている書類）の提出ができず、同等端末機器を再購入された場合には、12,500 円を上限額として再購入時の購入価格の25%をお支払いします。

7 保険金をお支払いしない場合

- [01] 次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ア、保険契約者、被保険者、または保険金の受取人
 - ※これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - イ、アに規定する者の法定代理人
 - ウ、アに規定する者の業務に従事中の使用人
 - [02] 被保険者と生計を同一にする親族の故意
- [03] 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- [04] 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- [05] 次のいずれかに該当する事由
 - ア、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらによる特性による事故
 - イ、ア、以外の放射線照射または放射能汚染
- [06] 次のいずれかに該当する事由
 - ア、[03] から [05] までの事由によって発生した事故の拡大
 - イ、発生原因が何であるかにかかわらず、上記5「保険金をお支払いする場合」に記載の損害の直接の原因となった事故の [03] から [05] までの事由による拡大（事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。）
 - ウ、[03] から [05] までの事由に伴う秩序の混乱
- [07] 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災
- [08] 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災。ただし、ご契約の保険対象が屋外に所在する場合に限ります。
- [09] 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または非難に必要な処置による場合を除きます。
- [10] ご契約の保険の対象に対する加工（修理を除く。）ただし、加工着手後に生じた場合に限ります。
- [11] ご契約の保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。
- [12] ご契約の保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
- [13] ご契約の保険の対象のメーカーまたは販売会社が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含みます。）製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由
- [14] 購入から1年以内のメーカーの瑕疵
- [15] 詐欺または横領
- [16] 置き忘れまたは紛失
- [17] 被保険者が「3 対象通信端末機器の条件」に規定するサービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- [18] すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接影響しない外形上の損害
- [19] 入会日以前、もしくは退会日の翌月以降に対象端末に生じた損害
- [20] 対象端末が、日本国内で販売されたメーカー（日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。）純正品および移動体通信事業者（仮想移動体通信事業者を含みます。）によって販売された製品以外の場合
- [21] 対象端末を被保険者が家族・知人・オークション等から購入・譲受した場合
- [22] 対象端末が、被保険者以外の者が購入した端末であった場合
- [23] 対象端末にかかった修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する送料および費用支払時の事務費用等）
- [24] 修理費のなかに航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用
- [25] 中古品として購入した対象端末に生じた電氣的・機械的事故に起因する損害
- [26] 国外での盗難による損害

8 免責金額

保険の対象となる通信端末機器に生じた損害について、免責金額（自己負担額）の設定はありません。

9 保険金支払回数（年間上限回数）

1 回

10 年間支払端末機器数

1 端末機器

11 他の補償との重複

保険の対象となる通信端末機器がメーカー保証、またはキャリアによる補償制度等により、本契約で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。

12 保険金請求にあたり必要な書類

必要書類	修理可能な場合	修理不能な場合	盗難の場合
保険金請求書 ※WEB 申請がご対応頂けない場合	◎	◎	◎
購入日を証明できる書類 ※メーカー発売日から 5 年以上経過した通信端末機器の場合は、保険開始日より 1 年以内に購入された事を証明できる書類	◎	◎	◎
損害状況がわかる写真	◎	◎	-
メーカーや修理店が発行する修理レポート ※修理内容が証明できるもの	◎	-	-
修理費用領収書	◎ 日付・発行店がわかるもの	-	-
修理不能に関して発行されるレポート ※修理ができないことを証明するもの	-	◎	-
購入証明書 ※対象通信端末機器を購入時の価格が記載されている書類。 提出ができず同等端末機器を再購入された場合には、再購入した証明書	-	◎	◎
盗難届出証明書	-	-	◎ 盗難による損害の場合

☆注記事項

- ◎印は原則として必要な書類書類です。
- その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。
- 修理可否の判断はメーカー・修理店が行います。
- カード本会員が法人名義の場合、保険金請求に関するすべての書類は当該法人名義である必要があります。

保険金請求権については、時効（3 年）がありますのでご注意ください。

13 保険金請求の流れ

